

「道路整備特別会計」

特別会計全体の業務等についての情報

1. 道路整備特別会計の設置目的

「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に基づき、道路整備は、揮発油税、自動車重量税等の特定財源(揮発油税収の1/4相当額以外は、一般会計より受入)、地方公共団体の直轄負担金等多様な財源を確保しつつ進めているところであり、道路整備特別会計は、これら道路整備事業に関する政府の経理を明確にするため、昭和33年度に設置された。

・根拠条文

道路整備特別会計法(昭和33年 法律第35号)

第1条(設置)

第1項 道路整備事業(道路整備費の財源等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第2条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕(以下「道路の整備」という。)に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。以下同じ。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2. 道路整備特別会計の特質

道路整備特別会計は、道路整備事業の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の道路事業、街路事業、道路用の建設機械整備、工事諸費等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

しかし、日本道路公団等の実施する有料道路事業は、資金の大部分を財投資金、縁故債、公営企業債等でまかなうため、当特別会計に計上されるのは、公団等に対する出資金、利子補給金及び無利子貸付金等である。北海道開発局、沖縄総合事務局の使用する道路分の工事諸費は、一般会計に計上されている。附帯工事、受託工事等に係る費用については、当特別会計で経理されている。

なお、当特別会計は、道路事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、当特別会計が整備する公共用財産(一般国道)は完成後に一般会計に帰属することになる。

3. 道路整備特別会計が経理している業務

- ① 社会資本整備重点計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業で国が行うもの(直轄事業)

- ② 社会資本整備重点計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付(補助事業等)
- ③ 社会資本整備重点計画に基づき行われる道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業に要する費用についての資金の貸付け(貸付事業)
- ④ 道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のある工事のうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの(附帯工事)
- ⑤ 国が委託に基づき施行するもの(受託工事)

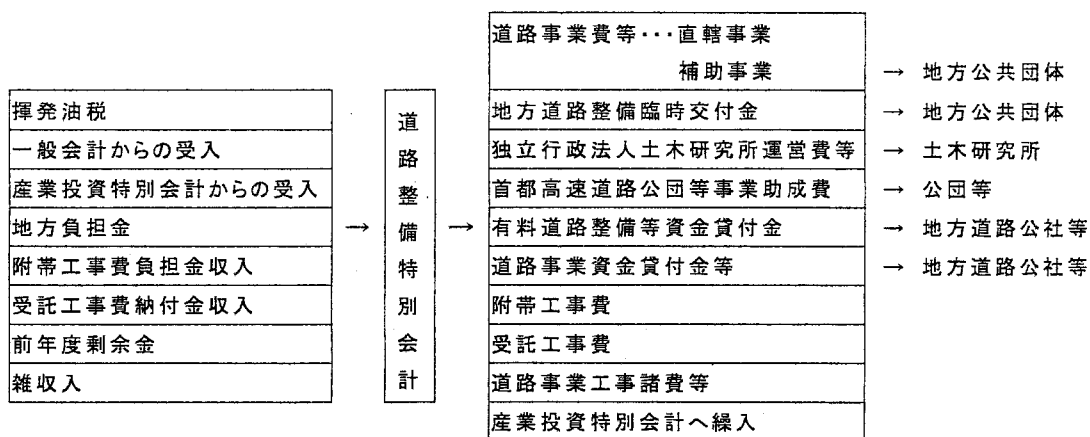
・根拠条文

道路整備特別会計法(昭和33年 法律第35号)

第1条(設置)

第2項 この会計においては、前項で定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のあるものであって、道路法第38条第1項に規定する道路の占用に関する工事、同法第58条第1項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第59条第1項に規定する他の工事に該当するものうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの(以下「附帯工事」という。)及び国が委託に基づき施行するもの(以下「受託工事」という。)に関する経理をも行うものとする。

4. 他勘定、他会計、特殊法人等及び公益法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ



・根拠条文

道路整備特別会計法(昭和33年 法律第35号)

第3条(歳入及び歳出)

この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第4条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第49条若しくは第50条第1項、第2項本文若しくは第3項、道路の修繕に関する法律第2条第3項ただ

し書、共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第1項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第1項、沖縄振興特別措置法第106条第5項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第1項若しくは第3項の規定に基づく都道府県等の負担金(以下「地方負担金」という。)、道路法第31条第1項、第55条第1項、第58条第1項、第59条第1項若しくは第3項若しくは第62条、共同溝の整備等に関する特別措置法第20条第1項若しくは第21条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第7条第1項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)、第13条第1項若しくは第19条の規定による国以外の者の負担金、道路法第61条第1項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金、受託工事に係る納付金、第10条第1項の規定による借入金、道路整備特別措置法第8条の3第1項、幹線道路の沿道の整備に関する法律第11条第1項若しくは第13条の4第1項、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第3条第1項、民間都市開発の推進に関する特別措置法第5条第1項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第13条又は都市再生特別措置法第30条第1項の規定による貸付金の償還金、独立行政法人土木研究所法第13条第3項の規定による納付金及び附属雑収入をもってその歳入とし、道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用(これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第5条第1項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。)、第10条第1項の規定による借入金の償還金及び利子、第5条第1項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもってその歳出とする。

道路整備特別会計のしくみ(平成16年度決算)

〔歳入〕

(単位:億円)	
揮発油税	7,072
一般会計より受入	22,753
揮発油税・石油ガス税	20,279
一般会計より受入	2,473
一般分	
改革推進公共投資事業償還金等財源一般会計より受入	4,236
産業投資特別会計より受入	703
地方公共団体工事費負担金収入	6,551
その他	
償還金収入	1,133
改革推進公共投資事業資金貸付金償還金	1,898
附帯工事費負担金収入	354
受託工事納付金収入	194
前年度剰余金	9,525
雑収入	168
歳入合計	54,591

〔歳出〕

(単位:億円)	
道路事業費等	31,778
地方道路整備臨時交付金	7,120
独立行政法人土木研究所運営費等	14
首都高速道路公団等事業助成費	839
有料道路整備等資金貸付金	257
道路事業資金貸付金等	703
附帯工事費	344
受託工事費	254
道路事業工事諸費等	800
産業投資特別会計へ繰入	4,905
歳出合計	47,019

道路整備
特別会計

歳入歳出差額
7,571

「道路整備特別会計 平成16年度財務書類」

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
人件費	58,235	56,950
賞与引当金繰入額	4,392	4,431
退職給付引当金繰入額	3,565	6,343
道路整備費	182,386	160,173
補助金等	1,777,153	1,773,044
独立行政法人運営費交付金	1,291	1,289
委託費	133	157
一般会計への繰入	219	187
庁費等	7,053	7,988
その他の経費	1,814	1,732
減価償却費	33,067	53,356
貸倒引当金繰入額	124	102
資産処分損益	2,947	4,097
出資金評価損	—	24,700
本年度業務費用合計	2,072,384	2,094,557

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	4,657,041	4,910,117
II 本年度業務費用合計	△ 2,072,384	△ 2,094,557
III 財源	4,387,469	4,217,392
1 自己収入	717,377	741,269
地方公共団体工事費負担金収入	625,767	655,158
受託工事納付金収入	30,873	26,920
附帯工事費負担金収入	44,925	34,138
手数料収入	10,230	10,302
その他の財源	5,580	14,749
2 目的税等収入	703,300	707,200
目的税(揮発油税)収入	703,300	707,200
3 他会計(勘定)からの受入	2,966,792	2,768,922
一般会計からの受入	2,966,792	2,768,922
IV 無償所管換等	△ 2,062,009	△ 1,933,860
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	4,910,117	5,099,091

区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
地方公共団体工事費負担金収入	625,767	655,158
受託工事納付金収入	37,815	19,412
附帯工事費負担金収入	37,088	35,400
資産売払収入	249	544
手数料収入	10,230	10,302
貸付金の回収による収入	101,803	303,216
その他の収入	6,909	6,000
目的税(揮発油税)収入	703,300	707,200
一般会計からの受入	2,894,471	2,698,982
産業投資特別会計からの受入	90,833	70,319
前年度剰余金受入	793,357	952,599
財源合計	5,301,827	5,459,136
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 70,974	△ 70,760
道路整備費	△ 182,386	△ 160,173
補助金等	△ 1,774,618	△ 1,783,875
独立行政法人運営費交付金	△ 1,291	△ 1,289
委託費	△ 133	△ 157
一般会計への繰入	△ 219	△ 191
産業投資特別会計への繰入	△ 60,710	△ 490,579
貸付けによる支出	△ 117,058	△ 96,042
出資による支出	△ 85,633	△ 83,933
庁費等の支出	△ 7,223	△ 7,870
その他の支出	△ 1,814	△ 1,732
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 2,302,065	△ 2,696,607
(2) 施設整備支出		
道路整備支出	△ 1,974,033	△ 1,990,611
土地に係る支出	△ 837	△ 1,044
建物等に係る支出	△ 72,291	△ 13,716
施設整備支出合計	△ 2,047,162	△ 2,005,373
業務支出合計	△ 4,349,227	△ 4,701,980
業務収支	952,599	757,155
II 財務収支		
本年度収支	952,599	757,155
翌年度歳入繰入	952,599	757,155
収支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	539	205
本年度末現金・預金残高	953,139	757,361

(1) 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額を定率法により減価償却を行っている。また、物品については、合計価額を定額法により減価償却を行っている。

②無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間の開発費等の累計を資産価格とし、利用期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

(2) 出資金

市場価格のないものについては、移動平均法による原価法によっている。

(3) 引当金の計上基準、計算方法

①貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権の過去3年間の不納欠損実績を基に算出した額を計上している。

②賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

勤勉手当 $\text{翌年度勤勉手当予算額} \times \text{6月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

③退職給付引当金

1)退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払いに備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数 \times 平均俸給額 \times 自己都合退職手当支給率

2)恩給給付金

恩給給付費のうち、当会計の負担分について、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

3)整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付分）については将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

4)国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率 \times 平均給与）の割引現在価値を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

・公共用財産（一般国道）

道路整備特別会計は、道路事業等の工事に関する経理を明確にするため設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（一般国道）は、完成後「一般会計」の財産に移管することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、道路事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付している。

2. 重要な会計方針の変更

(1) 国家公務員災害補償年金について

従来、国家公務員災害補償年金に係る引当金（退職給付引当金）については、平均給与の上昇率を2.5%、割引率を4.0%として算出していたが、本年度より、平均給与の上昇率を2.1%、割引率を3.2%として算出している。

この変更は、平均給与の上昇率及び割引率の指標としている厚生年金及び国民年金財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び長期的な運用利回りが変更されたことに伴って行ったものである。

この変更により、前年度の前年度末資産・負債差額が47百万円減少、退職給付引当金が51百万円増加、退職給付引当金繰入額が3百万円増加している。

(2) 恩給給付費に係る引当金

従来、恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額については、恩給給付費に係る退職給付引当金（以下、退職給付引当金）の前年度末残高と当年度末残高の差額を計上していたが、本年度より、文官恩給給付費特別会計負担金を一般会計へ繰入れた時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額を退職給付引当金繰入額として計上している。この変更は、恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。

また、従来割引率を4.0%として算出していたが、本年度より3.2%として算出している。この変更は、割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び運用利回りが変更されたことに伴うものである。この変更により、前年度の退職給付引当金が4百万円増加、退職給付引当金繰入額が0百万円減少している。

3. 偶発債務等

(単位:百万円)

名称等（訴訟名）	金額	事件番号	概要（簡単な説明、今後の予定等）
平成15年（ネ）第721号 東京訴訟（第一次）	2,189	東京高裁 平成15年（ネ）第721号	第一審（東京地裁）にて被告国一部敗訴 原告、被告とも控訴して現在審理中
平成9年（ワ）第11018号 東京訴訟（第二次）	2,200	東京地裁 平成9年（ワ）第11018号	現在審理中
平成10年（ワ）第23720号 東京訴訟（第三次）	2,805	東京地裁 平成10年（ワ）第23720号	現在審理中
平成12年（ワ）第24148号 東京訴訟（第四次）	4,421	東京地裁 平成12年（ワ）第24148号	現在審理中
平成15年（ワ）第9182号 平成15年（ワ）第11138号 東京訴訟（第五次）	1,578	東京地裁 平成15年（ワ）第9182号 平成15年（ワ）第11138号	現在審理中
平成17年（行コ）第4号 国道470号損失補償金請求事件	46	名古屋高裁金沢支部 平成17年（行コ）第4号	第一審（金沢地裁）にて被告国勝訴 原告が控訴して現在審理中
平成15年（ワ）第4639号 国道41号・名濃道路損害賠償請求事件	10	名古屋地裁 平成15年（ワ）第4639号	公害紛争処理法に基づく責任裁定申請により訴訟手続中止
平成17年（少コ）第65号 国道163号原付転倒事故損害賠償請求事件	0	大阪簡裁 平成17年（少コ）第65号	現在審理中
平成16年（ワ）第519号 国道42号明光橋損害賠償請求事件	68	和歌山地裁 平成16年（ワ）第519号	現在審理中

平成14年(ワ)第1295号 国道2号西広島バイパス延伸工事工事差 止等請求事件	340	広島地裁 平成14年(ワ)第1295号	現在審理中
平成17年(ノ)第3号 国道191号工事代金等請求事件	3	下関簡裁 平成17年(ノ)第3号	平成17年5月30日に調停不成 立
平成16年(ワ)第71号 国道196号土地所有権確認等請求事件	9	松山地裁今治支部 平成16年(ワ)第71号	現在審理中
平成16年(ワ)第1872号 国道202号自転車転倒事故損害賠償請 求事件	16	福岡地裁 平成16年(ワ)第1872号	現在審理中
平成15年(行コ)第31号 国道209号損失補償金請求控訴事件	27	福岡高裁 平成15年(行コ)第31号	現在審理中
合計	13,716		

4. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越

平成16年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は683,678百万円である。

(2) 国庫債務負担行為による負担額

平成16年度末の国庫債務負担行為による翌年度以降への繰越債務額は979,830百万円である。

5. 追加情報等

(1) 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

① 貸借対照表における表示科目

- ・「現金・預金」には、決算剰余金、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「未収金」には、公益事業者等からの公共事業費受益者負担金等を計上している。
- ・「未収収益」には、道路開発資金貸付金未収利息を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、公益事業者等に対する道路開発等資金貸付金、日本道路公団に対する道路事業資金収益回収特別貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、石油税決算調整金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、国道事務所、公務員宿舍等に係るものを計上している。
- ・「立木竹」には、道路区域に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、国道事務所、公務員宿舍等を計上している。
- ・「工作物」には、庁舎等に付随するブロック塀、柵等を計上している。
- ・「船舶」には、工事の施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」(国有財産)には、会計年度末に未完成の国道事務所等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「建設仮勘定」(公共用財産)には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、首都高速道路公団、阪神高速道路公団等に対する出資額を計上している。

- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当等の未払金を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、道路整備特別会計法附則第20項、第22及び第25項の規定に基づき、産業投資特別会計に繰り入れることになっている額を計上している。
- ・「その他の債務等」には、揮発油税決算調整額、石油税決算調整額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債の差額を計上している。

②業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「道路整備費」には、国が施行する道路事業の施設整備等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法第12条第2号に規定する業務の財源に充てるため、同研究所に対し交付した額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、
 - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（失業者退職手当負担金）
 - b 恩給法の廃止（昭和33年3月1日）から共済組合法の施行（昭和34年9月30日）の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（恩給負担金）を計上している。（なお、本年度からは、会計方針の変更の記載の通り、文官恩給給付費特別会計負担金を一般会計へ繰入れた時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額を退職給付引当金繰入額として計上している。）
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた金額を計上している。
- ・「出資金評価損」には、出資金に係る強制評価減額を計上している。

③資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について、公益事業者等が負担する負担金の受入額等を計上している。
- ・「手数料収入」には、道路占用物件に対する許可料、特殊車両通行許可に対する許可料を計上している。
- ・「その他の財源」には、建物及び物件、公務員宿舎等の貸付料及び道路開発資金貸付金の利子収入等を計上している。
- ・「目的税（揮発油税）収入」には、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条及び同法附則第24項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、帳簿の誤謬訂正等により生じた有形固定資産の増減額を計上している。
- ・「その他の資産・負債差額の増減」には、前年度については、出資金に係る評価に伴う増分を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④ 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について、公益事業者等が負担する負担金の受入額等を計上している。
- ・「資産売却収入」には、不用となった物品の売り払い収入額を計上している。
- ・「手数料収入」には、道路の占用料及び特殊車両の通行許可による手数料を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、道路開発資金貸付金等の償還額を計上している。
- ・「その他の収入」には、建物及び物件、公務員宿舎等の貸付料及び道路開発資金貸付金の利子収入等を計上している。
- ・「目的税（揮発油税）収入」には、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条及び同法附則第24項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、道路整備事業に要する経費の財源及び資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、道路整備特別会計法第16条の規定による前年度の決算上の剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「道路整備費」には、国が施行する道路の維持管理等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。

- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法第12条第2号に規定する業務の財源に充てるため、同研究所に対し交付した額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、
 - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（失業者退職手当負担金）
 - b 恩給法の廃止（昭和33年3月1日）から共済組合法の施行（昭和34年9月30日）の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入（恩給負担金）
 を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、道路整備特別会計法附則第20項の規定に基づき、貸付金の償還金等に相当する金額を産業投資特別会計へ繰り入れる金額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、公益事業者等に対する貸付額を計上している。
- ・「出資による支出」には、本州四国連絡橋公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団等に対する出資額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「道路整備支出」には、国が施行する道路事業の施設整備に要した額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物の建設に要した額等を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(4) その他道路整備特別会計における財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報
 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

(2) 附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
公共事業費受益者等負担金	会社等	5,621
物件使用料	会社等	161
損害賠償金	会社等	371
その他	-	91
消費税還付金	一般会計国税収納整理基金	8,673
合計		14,919

② 貸付金の明細

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
日本道路公司	27,259	-	7,546	19,713	道路事業資金収益回収特別貸付等
本州四国運送株式会社	260,634	-	58	260,576	本州四国運送道路事業資金貸付等
首都高速道路公司	228,572	27,508	13,813	240,268	道路事業資金収益回収特別貸付等
阪神高速道路公司	33,956	-	3,411	30,545	道路事業資金収益回収償還時貸付等
都市高層整備公司	5,749	-	5,749	-	街路事業資金収益回収特別貸付等
地域環境整備公司	336	-	336	-	街路事業資金収益回収特別貸付等
都市再生機構	-	6,219	476	5,743	街路事業資金収益回収特別貸付等
地方公共団体	241,106	-	194,447	46,659	NTT-日貸付金等
地方道路公社	1,053,215	60,074	60,855	1,052,435	道路事業資金収益回収特別貸付等
(財)兵庫都市開発推進機構	82,424	1,018	6,135	77,307	街路事業資金収益回収特別貸付等
地方住宅供給公社	1,445	-	118	1,327	街路事業資金収益回収特別貸付
土地開発公社等	24,797	5,546	1,972	28,371	道路開発資金貸付
財団法人等	4,479	-	1,812	2,667	道路開発資金貸付
会社	228,917	1,738	12,537	218,117	道路開発資金貸付
個人	1,349	25	229	1,145	道路開発資金貸付
合計	2,172,243	96,042	303,216	1,965,070	

③ その他の債権等の明細

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
揮発油税法算調整金	一般会計国税収納整理基金	111,141	揮発油税法算調整金
石油税法算調整金	一般会計国税収納整理基金	603	石油税法算調整金
合計		111,745	

④ 固定資産の明細

固定資産の明細 (単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
行政財産						
土地	189,212	1,444	4,313	-	-	186,343
立木竹	229	2	1	-	-	229
建物	88,570	13,334	1,138	7,455	-	93,312
工作物	55,177	4,802	782	8,406	-	50,791
船舶	2	-	-	0	-	1
建設仮勘定	5,134	1,063	3,184	-	-	3,013
行政財産 合計	318,325	20,646	9,417	15,862	-	313,692
普通財産						
土地	13,324	5,522	5,130	-	-	13,716
建物	182	182	177	13	-	183
工作物	103	81	77	15	-	92
普通財産 合計	13,591	5,786	5,385	28	-	13,962
国有財産 合計	331,916	26,432	14,803	15,890	-	327,654
公共用財産						
建設仮勘定	362,875	1,983,362	1,933,126	-	-	413,111
公共用財産 合計	362,875	1,983,362	1,933,126	-	-	413,111
物品						
物品 合計	144,531	148,374	143,195	35,607	-	114,102
有形固定資産 合計	839,323	2,158,189	2,091,125	51,498	-	854,868
無形固定資産						
国有財産						
行政財産	0	-	-	-	-	0
特許権等	0	-	-	-	-	0
普通財産	7	2	-	-	-	10
特許権等	7	2	-	-	-	10
国有財産 合計	8	2	-	-	-	10
電話加入権	636	-	-	-	-	636
ソフトウェア	5,279	1,345	337	1,858	-	4,428
無形固定資産 合計	5,923	1,348	337	1,858	-	5,075
有形固定資産・無形固定資産 合計	845,246	2,159,537	2,091,463	53,356	-	859,944

⑤ 出資金の明細

出資金の増減の明細 (単位:百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度計上分)	強制評価減	本年度末残高
出資(特価のないもの)							
日本道路公団	2,283,826	-	-	-	-	-	2,283,826
首都圏高速道路公団	380,747	-	18,800	-	-	-	379,547
阪神高速道路公団	12,900	-	11,800	-	-	24,700	0
本州四国連絡橋公団 一般勘定	53,333	-	53,333	-	-	-	106,666
独立行政法人土木研究所 道路整備勘定	2,173	-	-	-	-	-	2,173
独立行政法人 北海道開発土木研究所	351	-	-	-	-	-	351
合計	2,713,330	-	83,933	-	-	24,700	2,772,563

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位:百万円)

出資金先	出資金額 (国有財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額による 算出額 (G=C×F)	貸借対照表 計上額	使用財務諸表
日本道路公団	2,283,826	32,984,099	28,821,875	4,342,423	2,284,885	2,283,826	99.95%	4,340,449	2,283,826	行政コスト計算書
首都圏高速道路公団	379,547	6,233,254	5,174,041	1,059,212	759,094	379,547	50.00%	529,606	379,547	行政コスト計算書
阪神高速道路公団	24,700	3,717,899	3,879,924	△ 162,025	575,800	287,900	50.00%	△ 81,012	0	行政コスト計算書
本州四国連絡橋公団 一般勘定	106,666	3,083,425	2,851,104	432,320	1,085,515	730,241	67.27%	290,828	106,666	行政コスト計算書
独立行政法人土木研究所 道路整備勘定	2,173	3,088	598	2,490	3,330	3,330	100.00%	2,490	2,173	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	351	9,744	1,575	8,169	7,599	351	4.62%	378	351	法定財務諸表
合計	2,797,263	46,011,511	40,328,920	5,682,591	4,716,209	3,685,197		5,082,739	2,772,563	

(注) 出資金額(国有財産台帳価格)の欄には、以下の出資金先について、出資金額ではなく、前年度の強制評価減実施後の価額に当年度の増減を反映した額(当年度の強制評価減実施前の額)を記載しております。

- ① 阪神高速道路公団 287,900百万円(平成14年度強制評価減実施)
- ② 本州四国連絡橋公団(一般勘定) 730,241百万円(平成14年度強制評価減実施)
- ③ 独立行政法人土木研究所(道路整備勘定) 3,330百万円(平成14年度強制評価減実施)

(2) 負債項目の明細

未払金の明細 (単位:百万円)

内容	相手先	本年度残高
補助平等額所要額	地方公共団体	44,259
公務災害補償費	個人	18
児童手当	個人	30
未払消費税	一般会計国庫収納整理基金	128
その他に係る未払金	個人	0
合計		44,435

2. 業務費用計算書

(1) 補助金等の明細

補助金等の明細

(単位:百万円)

内容	名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無	
補助金		地方公共団体	1,046,508	事業費等の補助	無	
		特殊法人・認可法人	14,258	事業費等の補助	無	
		独立行政法人土木研究所	180	施設整備費の補助	有	
		計	1,060,947			
上記のうち、決算額が100,000百万円を超えている科目の明細						
	(項)道路事業費	地方公共団体	215,245	事業費等の補助	無	
		(目)地域連携推進事業費補助	特殊法人・認可法人	2,581	事業費等の補助	無
		(項)道路環境整備事業費	地方公共団体	128,432	事業費等の補助	無
		(目)交通連携推進事業費	特殊法人・認可法人	15	事業費等の補助	無
交付金	(項)地方道路整備臨時交付金 (目)地方道路整備臨時交付金	地方公共団体	712,074	事業費等の交付	無	
		計	712,074			
補給金		地方道路公社	22	特殊法人の業務の円滑な運営等に資するため	無	
		計	22			
合計			1,773,044			

(2) 独立行政法人運営費交付金の明細

独立行政法人運営費交付金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
独立行政法人運営費 交付金	独立行政法人土木研究所	1,289	運営費交付金の交付	有
	計	1,289		
合計		1,289		

(3) 委託費等の明細

委託費等の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	地方公共団体等	157	調査・研究等の委託	無
	計	157		
合計		157		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	14,749

(2) 財産の無償所管換等の明細

区 分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備 考
誤謬修正	—	40	土地、工作物等	帳簿の誤謬訂正により資産の増減が生じた	
報告漏れ	—	308	土地、工作物等	報告の洩れを原因とする計上漏れ	
実測と帳簿の差額	—	73	土地	土地を観測した結果、国有財産台帳の面積の修正対応した修正額	
寄付	—	287	土地、工作物等		
公共物より編入	—	360	土地		
小計		1,070			
財産の交換差額	—	△ 462	土地	財産の交換による差額	
譲与	—	△ 11	土地		
公共物へ編入	—	△ 147	土地、工作物等		
小計		△ 620			
公共用財産の受入	国土交通省所管一般会計	△ 1,354,604	施設	事業完了に伴う引渡	
公共用財産の受入	国土交通省所管一般会計	△ 578,522	用地	事業完了に伴う引渡	
整理資源		△ 1,183	退職給付引当金	退職給付引当金の再計算	
合 計		△ 1,933,860			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	6,000

(2) その他歳計外現金・預金の明細

その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位:百万円)

	金額
前年度末残高	539
本年度受入	205
本年度払出	539
本年度末残高	205

(3) 参考情報

① 機会費用に関する情報

- ・貸付金の原資等としての受入金に係る機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受入れた額に、年度末時点（平成17年3月）における10年もの国債の利回り（1.320%）を乗じて算出した。

$$\begin{array}{rcl} \text{他繰入繰戻未済金期末残高} & \times & \text{年度末の10年もの国債の利回り} \\ 1,217,096 \text{ 百万円} & & 1.320\% \\ & & = \\ & & \text{機会費用} \\ & & 16,065 \text{ 百万円} \end{array}$$

② 公共用財産（一般国道）に関する情報

施設は、取得原価（新設改良費等）の定額法（耐用年数48年）により減価償却後の評価額を算出した。用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計して算出した。

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施 設	36,492,125	2,340,110	252	992,528	37,839,454
用 地	16,330,119	750,707	1,292	—	17,079,534
公共財産	52,822,244	3,090,817	1,544	992,528	54,918,989

- 注) 1 地方公共団体（補助事業、単独事業）負担分を含む。
 2 一般会計に帰属するため、一般会計で支弁する災害復旧費を含む。
 3 計数については「建設業務統計年報」等の数値を使用し推計した。

「道路整備特別会計 平成16年度連結財務書類」

連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成16年3月31日)	(平成17年3月31日)		(平成16年3月31日)	(平成17年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	1,135,686	1,372,084	未払金	1,183,581	1,081,149
たな卸資産	13,725	8,989	未払費用	166,600	148,301
未収金	138,134	170,316	保管金等	16,492	7,842
未収収益	3,175	3,211	前受金	221,939	292,186
前払費用	128	7,018	前受収益	-	232
貸付金	1,644,761	1,428,944	賞与引当金	11,729	11,919
その他の債権等	184,590	286,218	債券	23,919,126	24,398,153
貸倒引当金	△ 1,822	△ 2,075	借入金	13,637,853	13,278,932
有形固定資産	45,844,991	45,494,789	退職給付引当金	309,164	329,303
土地	302,470	306,497	その他の引当金	3,138	-
立木竹	228	229	他会計繰戻未済金	1,637,357	1,217,096
建物	196,345	133,614	その他の債務等	14,307	10,682
工作物	347,204	327,522			
船舶	2	1	負債合計	41,121,291	40,775,801
公共用財産用地	8,631,838	8,393,010			
公共用財産施設	28,844,040	29,197,517	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	6,301,567	5,985,196	資産・負債差額	8,135,974	8,318,211
物品等	1,221,293	1,151,198	(他会計等からの出資)	966,493	1,023,760
無形固定資産	241,620	258,685			
出資金	31,038	31,038			
繰延資産	7,441	9,740			
その他投資等	13,792	25,051			
資産合計	49,257,266	49,094,013	負債及び資産・負債差額合計	49,257,266	49,094,013

連結業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
人件費	106,850	106,578
賞与引当金繰入額	10,655	11,566
退職給付引当金繰入額	16,691	18,262
道路整備費	182,386	159,882
補助金等	1,776,638	1,772,863
委託費等	133	157
一般会計への繰入	219	187
庁費等	7,053	7,988
その他の経費	489,968	471,712
減価償却費	994,824	1,000,041
貸倒引当金繰入額	1,531	221
その他の引当金繰入額	476	—
支払利息	850,510	752,823
資産処分損益	26,278	33,661
本年度業務費用合計	4,464,218	4,335,947

連結資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	6,342,047	8,135,974
II 本年度業務費用合計	△ 4,464,218	△ 4,335,947
III 財源		
自己収入	8,262,439	6,715,710
目的税等収入	717,064	740,980
他会計からの受入	703,300	707,200
独立行政法人等収入	2,966,792	2,768,922
	3,875,282	2,498,607
IV 無償所管換等	△ 2,062,009	△ 1,933,860
V 資産評価差額	△ 1,250	△ 313,045
VI その他の資産・負債差額の増減		
その他の資産・負債差額の増減	58,967	49,379
	58,967	49,379
VII 本年度末資産・負債差額	8,135,974	8,318,211

連結区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自:平成15年4月1日 至:平成16年3月31日	本会計年度 自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
自己収入	717,749	725,985
目的税等収入	703,300	707,200
他会計からの受入	2,985,304	2,769,301
独立行政法人等収入	0	3,331
固定資産売却収入	2,262	136,514
貸付金回収収入	80,803	278,386
その他の投資収入	10,707	5,603
前年度剰余金等受入	1,077,520	1,135,146
財源合計	5,577,648	5,761,469
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費支出	△ 71,211	△ 71,006
道路整備費支出	△ 182,130	△ 159,882
補助金等支出	△ 1,774,358	△ 1,783,695
委託費等支出	△ 133	△ 157
一般会計への繰入	△ 219	△ 191
産業投資特別会計への繰入	△ 60,710	△ 490,579
貸付けによる支出	△ 95,212	△ 68,534
庁費等の支出	△ 7,223	△ 7,870
その他の支出	△ 10,326	△ 2,528
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 2,201,528	△ 2,584,446
(2) 施設整備支出		
道路整備支出	△ 1,974,033	△ 1,990,611
土地に係る支出	△ 837	△ 1,044
建物等に係る支出	△ 72,291	△ 13,716
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 1,470,745	△ 1,113,042
施設整備支出合計	△ 3,517,907	△ 3,118,415
業務支出合計	△ 5,719,435	△ 5,702,862
日本道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	1,437,473	1,667,890
首都高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	190,315	212,752
阪神高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	137,478	70,909
本州四国連絡橋公団の業務活動によるキャッシュ・フロー	56,899	54,450
業務収支	1,680,380	2,064,611
II 財務収支		
借入による収入	504,246	310,823
借入金の返済による支出	△ 298,481	△ 670,180
利息の支払額	△ 856,873	△ 708,985
債券の発行による収入	3,779,162	3,688,869
債券の償還による支出	△ 3,608,458	△ 3,226,133
その他の財務収支	△ 64,828	△ 87,125
財務収支	△ 545,233	△ 692,732
本年度収支	1,135,146	1,371,878
翌年度歳入繰入	1,135,146	1,371,878
その他歳計外現金・預金本年度末残高	539	205
本年度末現金・預金残高	1,135,686	1,372,084

注記

1. 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

(単位:百万円)

連結対象法人名	資本金	道路整備特別会計からの出資額	出資割合
日本道路公団	2,284,865	2,283,826	99.95%
首都高速道路公団	759,094	379,547	50.00%
阪神高速道路公団	575,800	287,900	50.00%
本州四国連絡橋公団	1,085,515	730,241	67.27%
独立行政法人土木研究所(道路勘定)	3,330	3,330	100.00%

(注)平成16年度特別会計連結財務書類においては特殊法人等の子会社は連結していない。

2. 出納整理期間における現金の受払の修正の内容

国の会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に国の会計との出納整理期間中の現金の受払等は終了したものと修正を行っている。

3. 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。省庁別連結財務書類の作成に際して、国の会計と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した、連結対象法人の特有の会計処理については、修正して作成している。

(1) 運営費交付金、補助金等

連結対象法人において負債に計上されている運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金および資産見返り運営費交付金、資産見返補助金等は、財源等への振替処理を行っている。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金

独立行政法人会計基準に基づき引当外とされている退職給付引当金及び賞与引当金については、所要額を計上している。

(3) 損益外減価償却累計額等

独立行政法人会計基準に基づき資本剰余金の減少として計上されている損益外減価償却累計額等は、業務費用等への振替処理をおこなっている。

4. その他会計処理の重要な相違等

(1) 有形固定資産の減価償却方法

国においては、国有財産について定率法、物品について定額法を採用しているが、連結対象法人は、定額法を採用している。

(2) 建設中の金利の資産減価参入方法

連結対象法人の一部では、事業用の償却資産に係る建設期間中の金利を資産原価に参入している。

(3) 退職給付引当金の計上方法

国においては、職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人は主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税の会計処理は、国の会計及び連結対象法人は税込方式を採用している。ただし、連結対象法人のうち、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団については税抜方式を採用している。

(5) 間接法でキャッシュ・フロー計算書を作成している連結対象法人の表示方法

日本走路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は、間接法でキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、「業務活動によるキャッシュ・フロー」の金額を「業務支出合計」と「業務収支」の間に表示している。

5. 重要な会計方針の変更

(1) 国家公務員災害補償年金について

従来、国家公務員災害補償年金に係る引当金（退職給付引当金）については、平均給与の上昇率を2.5%、割引率を4.0%として算出していたが、本年度より、平均給与の上昇率を2.1%、割引率を3.2%として算出している。

この変更は、平均給与の上昇率及び割引率の指標としている厚生年金及び国民年金財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び長期的な運用利回りが変更されたことに伴ったものである。

この変更により、前年度の前年度末資産・負債差額が47百万円減少、退職給付引当金が51百万円増加、退職給付引当金繰入額が3百万円増加している。

(2) 恩給給付費に係る引当金

従来、恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額については、恩給給付費に係る退職給付引当金（以下、退職給付引当金）の前年度末残高と当年度末残高の差額を計上していたが、本年度

より、文官恩給給付費特別会計負担金を一般会計へ繰入れた時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額を退職給付引当金繰入額として計上している。この変更は、恩給給付費に係る退職給付引当金繰入額の算定方法が差額補充法に統一されたことによるものである。また、従来割引率を4.0%として算出していたが、本年度より3.2%として算出している。この変更は、割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び運用利回りが変更されたことに伴うものである。この変更により、前年度の退職給付引当金が4百万円増加、退職給付引当金繰入額が0百万円減少している。

(3) 表示方法の変更

従来、資産・負債差額増減計算書及び区分別収支計算書において、区分掲記していた「特殊法人等収入」については、当会計年度から「独立行政法人等収入」として表示している。

従来、貸借対照表において「その他の債務等」として表示していた連結対象法人における受託業務前受金は、連結対象法人における表示方法を統一するため、当会計年度から「前受金」として表示している。この変更により、前会計年度の「その他の債務等」が135,857百万円減少し、「前受金」が同額増加している。

6. 各財務書類における表示科目の内容等

(1) 連結貸借対照表における表示科目

- ・「現金・預金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における決算剰余金の額及び保管金、及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「たな卸資産」には、主として、日本道路公団が保有するたな卸し資産を計上している。
- ・「未収金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における公益事業者等からの公共事業費受益者負担金等を計上している。
- ・「未収収益」には、主として、道路整備特別会計における道路開発資金貸付金未収利息、本州四国連絡橋公団における未収収益を計上している。
- ・「前払費用」には、主として、道路整備特別会計自賠責保険に係る未経過保険料、日本道路公団における前払費用を計上している。
- ・「貸付金」には、主として、道路整備特別会計における公益事業者等に対する道路開発等資金貸付金、日本道路公団における貸付金を計上している。
- ・「その他の債権等」には、道路整備特別会計における石油税決算調整金等、連結対象法人における独立掲記した勘定科目以外に発生した当会計年度末の債権額を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主として、道路整備特別会計における国道事務所、公務員宿舎に係る土地、日本道路公団、本州四国連絡橋公団における土地を計上している。
- ・「立木竹」には、道路整備特別会計が保有している道路区域に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、主として、道路整備特別会計における国道事務所、公務員宿舎、日本道路公団における建物を計上している。
- ・「工作物」には、道路整備特別会計における庁舎等に付随するブロック塀、柵等、本州四国連絡橋公団における工作物等を計上している。
- ・「船舶」には、道路整備特別会計が保有している工事の施行に必要な船舶を計上している。
- ・「公共用財産用地」には、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団における道路用地を計上している。
- ・「公共用財産施設」には、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団における道路施設を計上している。

- ・「建設仮勘定」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品等」には、道路整備特別会計における取得価格又は見積価格が50万円以上の重要物品、及び連結対象法人が資産計上した物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、道路整備特別会計及び連結対象法人の特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、道路整備特別会計における独立行政法人北海道開発土木研究所における出資、日本道路公団において計上された出資を計上している。
- ・「繰延資産」には、連結対象法人における債券発行費を計上している。
- ・「その他投資等」には、連結対象法人において独立掲記した勘定科目以外の投資額を計上している。
- ・「未払金」には、主として、道路整備特別会計における地方公共団体に対する補助率差額、児童手当等の未払金、日本道路公団、首都高速道路公団における工事費等の未払金を計上している。
- ・「未払費用」には、連結対象法人における債券・借入金の利子にかかる未払費用等を計上している。
- ・「保管金等」には、道路整備特別会計及び連結対象法人の会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、主として、道路整備特別会計における受託及び附帯工事収納済繰越額、日本道路公団における業務受託にかかる前受金を計上している。
- ・「前受収益」には、首都高速道路公団における前受収益を計上している。
- ・「賞与引当金」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における翌会計年度6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「債券」には、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団が発行した債券の期末残高を計上している。
- ・「借入金」には、連結対象法人における市中銀行、財政投融资等からの借入額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、道路整備特別会計における退職手当(退職一時金)、整理資源(昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付)、国家公務員災害補償年金(国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金)に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額、及び連結対象法人における役職員の退職給付引当金の当会計年度末残高を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、道路整備特別会計において道路整備特別会計法附則第20項、第22及び第25項の規定に基づき、産業投資特別会計に繰り入れることになっている額等を計上している。
- ・「その他の引当金」には、日本道路公団における特別修繕引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、日本道路公団における独立掲記された独立掲記した勘定科目以外に発生した当会計年度末の債務額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における本会計年度末の資産と負債の差額を計上している。

(2) 連結業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、道路整備特別会計における職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等、及び連結対象法人の役職員に係る給与手当、法定福利費等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「道路整備費」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路事業の施設整備等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、道路整備特別会計における、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
- ・「委託費等」には、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ道路整備特別会計が支出した金額等を計上している。

- 「一般会計への繰入」には、道路整備特別会計における
 - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(失業者退職手当負担金)
 - b 恩給法の廃止(昭和33年3月1日)から共済組合法の施行(昭和34年9月30日)の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(恩給負担金)を計上している。(なお、本年度からは、会計方針の変更の記載の通り、文官恩給給付費特別会計負担金を一般会計へ繰入れた時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末残高との差額を退職給付引当金繰入額として計上している。)
- 「庁費等」には、道路整備特別会計において生じた物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- 「その他の経費」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- 「減価償却費」には、道路整備特別会計及び連結対象法人が保有している有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- 「貸倒引当金繰入額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人が保有している会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- 「その他の引当金繰入額」には、日本道路公団における特別修繕引当金の繰入額を計上している。
- 「支払利息」には、連結対象法人における借入金に係る利息の当会計年度分を計上している。
- 「資産処分損益」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における有形固定資産及び無形固定資産の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた金額を計上している。

(3) 連結資産・負債差額増減計算書における表示科目

- 「前年度末資産・負債差額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- 「本年度業務費用合計」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- 「自己収入」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から道路工事等を受託することによる納付金の受入額、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について公益事業者等が負担する負担金の受入額等・道路占用物件に対する許可料、特殊車両通行許可に対する許可料・建物及び物件、公務員宿舍等の貸付料及び道路開発資金貸付金の利子収入等を計上している。
- 「目的税等収入」には、道路整備特別会計において、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
- 「他会計からの受入」には、道路整備特別会計における、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- 「独立行政法人等収入」には、連結対象法人において発生した収入額を計上している。
- 「無償所管換等」には、道路整備特別会計における、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、帳簿の誤謬訂正等により生じた有形固定資産の増減額を計上している。
- 「資産評価差額」には、連結対象法人が保有している資産の評価替えから生じた金額を計上している。
- 「その他の資産・負債差額の増減」のうち、前年度については、出資金に係る評価に伴う増分を計上している。
- 「本年度末資産・負債差額」には、道路整備特別会計及び連結対象法人における本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

(4) 連結区分別収支計算書における表示科目

- 「自己収入」には、道路整備特別会計における国が施行する道路事業に必要な経費のうち、道路法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から道路工事等を受託する

- ことによる納付金の受入額、国が施行する道路工事に伴い必要となる附帯工事について公益事業者等が負担する負担金の受入額等、道路の占用料及び特殊車両の通行許可による手数料を計上している。
- ・「目的税等収入」には、道路整備特別会計における、道路整備特別会計法第3条の2の規定に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第2項に規定する揮発油税収入見込額の4分の1に相当する額を計上している。
 - ・「他会計からの受入」には、道路整備特別会計における、道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条の規定による一般会計からの受入額・道路整備事業に要する経費の財源及び資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額
道路整備事業に要する経費の財源に充てるための道路整備特別会計法第4条の規定による一般会計からの受入額・道路整備事業に要する経費の財源及び資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項及び第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
 - ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人において発生した収入額を計上している。
 - ・「固定資産売却収入」には、道路整備特別会計及び連結対象法人において不要となった物品の売り払い収入額を計上している。
 - ・「その他の投資収入」には、主として、日本道路公団における投資収入を計上している。
 - ・「前年度剰余金等受入」には、道路整備特別会計における道路整備特別会計法第16条の規定による前年度の決算上剰余金、連結対象法人における前年度の資金期末残高を計上している。
 - ・「人件費」には、道路整備特別会計職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等、及び独立行政法人土木研究所(道路勘定)の役職員に係る給与手当、法定福利費等の支出額を計上している。
 - ・「道路整備費」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路の維持管理等に要した額を計上している。
 - ・「補助金等」には、道路整備特別会計における、地方公共団体等が施行する道路事業等の事業費の一部を地方公共団体等へ補助した金額等を計上している。
 - ・「委託費等」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路事業等に際し、必要となる用地等の買収及び補償事務の一部を委託するために、地方公共団体等へ支出した金額等を計上している。
 - ・「一般会計への繰入」には、道路整備特別会計における、
 - a 失業している国家公務員であった者の退職手当が雇用保険法の失業給付に満たない場合において、その差額分を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(失業者退職手当負担金)
 - b 恩給法の廃止(昭和33年3月1日)から共済組合法の施行(昭和34年9月30日)の間に当会計により支払うべきであった恩給を一括して一般会計から支給するための財源を一般会計へ繰入(恩給負担金)を計上している。
 - ・「産業投資特別会計への繰入」には、道路整備特別会計における、道路整備特別会計法附則第20項の規定に基づき、貸付金の償還金等に相当する金額を産業投資特別会計へ繰り入れる金額を計上している。
 - ・「貸付けによる支出」には、道路整備特別会計における、公益事業者等に対する貸付額を計上している。
 - ・「庁費等の支出」には、道路整備特別会計において生じた物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
 - ・「その他の支出」には、道路整備特別会計及び独立行政法人土木研究所(道路勘定)において独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
 - ・「道路整備支出」には、道路整備特別会計における、国が施行する道路事業の施設整備に要した額を計上している。
 - ・「土地に係る支出」には、道路整備特別会計における土地の購入額を計上している。
 - ・「建物等に係る支出」には、道路整備特別会計において、建物の建設に要した額等を計上している。

- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人における固定資産の購入額を計上している。
- ・「日本道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、日本道路公団の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「首都高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、首都高速道路公団の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「阪神高速道路公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、阪神高速道路公団の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「本州四国連絡橋公団の業務活動によるキャッシュ・フロー」には、本州四国連絡橋公団の業務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「借入による収入」には、連結対象法人における財政投融资、地方公共団体、市中銀行等からの借入額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、連結対象法人における借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、連結対象法人における借入金、債券等にかかる利息の支払額を計上している。
- ・「債券の発行による収入」には、連結対象法人における債券の発行額を計上している。
- ・「債券の償還による支出」には、連結対象法人における債券の償還額を計上している。
- ・「その他の財務収支」には、連結対象法人において独立掲記されていない財務活動から生じた収入支出額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、道路整備特別会計の会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

7 その他道路整備特別会計における財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

○資産及び負債の明細

(単位:百万円)

	道路整備 特別会計	日本道路公団	首都高速 道路公団	阪神高速 道路公団	本州四国 連絡橋公団	独立行政法人 土木研究所 (道路勘定)	合算	相殺消去	連結合計
<資産の部>									
現金・預金	757,361	490,517	81,118	25,171	17,548	367	1,372,084	—	1,372,084
たな卸資産	—	8,955	29	4	—	—	8,989	—	8,989
未収金	14,919	129,866	16,322	11,359	1,684	0	174,152	△ 3,836	170,316
未収収益	289	2	0	0	4,995	—	5,287	△ 2,076	3,211
前払費用	49	8,922	5	20	5	13	7,018	—	7,018
買付金	1,965,070	14,823	1	90	59	—	1,980,045	△ 551,100	1,428,944
その他の債権等	111,745	174,446	—	1	22	2	286,218	—	286,218
買戻引当金	△ 114	△ 1,727	△ 122	△ 64	△ 47	—	△ 2,075	—	△ 2,075
有形固定資産	854,868	32,043,052	5,913,084	3,651,886	3,049,437	2,694	45,515,024	△ 20,235	45,494,789
土地	180,060	48,934	24,714	13,608	39,180	—	306,497	—	306,497
立木竹	229	—	—	—	—	—	229	—	229
建物	93,465	28,163	5,545	829	4,420	1,190	133,614	—	133,614
工作物	50,883	1,831	4,255	30	270,453	268	327,522	—	327,522
船舶	1	—	—	—	—	—	1	—	1
公共用財産用地	—	6,671,218	908,020	608,043	222,548	—	8,406,831	△ 13,821	8,393,010
公共用財産施設	—	20,752,540	3,540,926	2,476,523	2,433,941	—	29,203,931	△ 6,414	29,197,517
建設仮勘定	416,125	3,696,922	1,333,571	495,111	43,465	—	5,985,196	—	5,985,196
物品等	114,102	843,642	96,051	60,738	35,427	1,236	1,151,198	—	1,151,198
無形固定資産	5,075	6,878	215,221	24,311	7,186	11	258,685	—	258,685
出資金	2,772,563	30,687	—	—	—	—	2,803,250	△ 2,772,212	31,038
繰越資産	—	7,055	1,324	—	—	—	9,740	—	9,740
その他投資等	—	23,625	823	283	320	0	25,051	—	25,051
資産合計	6,481,823	32,935,116	6,227,809	3,713,991	3,081,638	3,088	52,443,473	△ 3,349,460	49,094,013
<負債の部>									
未払金	44,436	942,629	65,017	29,896	1,477	151	1,083,607	△ 2,458	1,081,149
未払費用	—	118,888	10,858	12,989	5,917	12	148,447	△ 145	148,301
保管金等	205	10,137	98	184	43	—	10,659	△ 2,807	7,842
前受金	9,134	267,263	12,387	3,386	514	—	292,687	△ 500	292,186
前受収益	—	—	232	—	—	—	232	—	232
貸与引当金	4,431	5,413	1,039	707	314	13	11,919	—	11,919
債券	—	17,733,324	2,796,482	2,233,182	1,634,983	—	24,398,153	—	24,398,153
借入金	—	9,345,289	2,251,240	1,576,853	656,680	—	13,830,033	△ 551,100	13,278,932
退職給付引当金	107,432	159,084	31,237	18,877	12,572	89	329,303	—	329,303
他会計繰戻未済金	1,217,096	—	—	—	—	—	1,217,096	—	1,217,096
その他の債務等	—	10,680	—	—	—	—	10,682	—	10,682
負債合計	1,382,737	28,592,692	5,168,596	3,876,017	2,312,503	268	41,332,814	△ 557,013	40,775,801
<資産・負債差額の部>									
資産・負債差額	5,099,091	4,342,423	1,059,212	△ 162,025	769,135	2,820	11,110,658	△ 2,792,447	8,318,211

○業務費用の明細

	道路整備 特別会計	日本道路公団	首都高速 道路公団	阪神高速 道路公団	本州四国 連絡橋公団	独立行政法人 土木研究所 (道路勘定)	合算	相殺消去	連結合計
人件費	58,950	37,759	4,149	4,089	3,399	230	106,578	—	106,578
貸与引当金繰入額	4,431	5,413	1,039	354	314	13	11,566	—	11,566
退職給付引当金繰入額	6,343	10,123	19	780	994	—	18,262	—	18,262
道路整備費	160,173	—	—	—	—	—	160,173	△ 291	159,882
補助金等	1,773,044	—	—	—	—	—	1,773,044	△ 180	1,772,863
独立行政法人運営費交付金	1,289	—	—	—	—	—	1,289	△ 1,289	—
委託費等	157	—	—	—	—	—	157	—	157
一般会計への繰入	187	—	—	—	—	—	187	—	187
庁費等	7,988	—	—	—	—	—	7,988	—	7,988
その他の経費	1,732	361,399	56,054	38,192	14,787	1,028	473,194	△ 1,482	471,712
減価償却費	53,356	707,560	103,963	81,872	53,064	223	1,000,041	—	1,000,041
買戻引当金繰入額	102	—	95	10	12	—	221	—	221
その他の引当金繰入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支払利息	—	563,401	74,629	69,191	45,795	—	753,017	△ 194	752,823
資産処分損益	4,097	8,010	275	1,037	—	5	13,426	20,235	33,661
出資金控償損	24,700	—	—	—	—	—	24,700	△ 24,700	—
本年度業務費用合計	2,094,557	1,693,688	240,226	195,529	118,368	1,501	4,343,850	△ 7,902	4,335,947

その他の経費内訳	道路整備 特別会計	日本道路公団	首都高速 道路公団	阪神高速 道路公団	本州四国 連絡橋公団	独立行政法人 土木研究所 (道路勘定)	合算	相殺消去	連結合計
省庁別財務費等でのその他の経費	1,732	—	—	—	—	—	1,732	—	1,732
独立行政法人等での業務費用	—	361,399	53,415	34,533	11,121	980	461,461	△ 1,465	459,995
独立行政法人等での一般管理費	—	—	1,732	2,181	2,302	22	6,239	△ 16	6,223
独立行政法人等でのその他経費	—	—	906	1,477	1,362	14	3,761	—	3,761
計	1,732	361,399	56,054	38,192	14,787	1,028	473,194	△ 1,482	471,712

○資産・負債差額増減の明細

	道路整備 特別会計	日本道路公団	首都高速 道路公団	阪神高速 道路公団	本州四国 連絡橋公団	独立行政法人 土木研究所 (道路勘定)	合算	相殺消去	連結合計
前年度末資産・負債差額	4,910,117	3,984,429	1,103,263	87,593	760,856	2,894	10,848,353	△ 2,712,979	8,135,974
本年度業務費用合計	△ 2,094,557	△ 1,593,668	△ 240,226	△ 195,528	△ 118,368	△ 1,501	△ 4,343,850	7,902	△ 4,335,947
財源	4,217,392	1,990,063	252,674	181,309	76,238	1,470	6,719,148	△ 3,437	6,715,710
自己収入	741,269	—	—	—	—	—	741,269	△ 288	740,980
目的税等収入	707,200	—	—	—	—	—	707,200	—	707,200
他会計からの受入	2,768,922	—	—	—	—	—	2,768,922	—	2,768,922
独立行政法人等受入	—	1,990,063	252,674	181,309	76,238	1,470	2,501,756	△ 3,149	2,498,607
無償所管換等	△ 1,933,860	—	—	—	—	—	△ 1,933,860	—	△ 1,933,860
資産評価差額	—	69,844	△ 84,098	△ 259,000	△ 29,591	—	△ 313,045	—	△ 313,045
その他の資産・負債差額の増減	—	△ 8,044	37,600	23,600	80,000	156	133,312	△ 83,933	49,379
本年度末資産・負債差額	5,099,091	4,342,423	1,059,212	△ 162,025	769,135	2,820	11,110,558	△ 2,792,447	8,318,211

○区分別収支計算書の明細

	道路整備 特別会計	日本道路公団	首都高速 道路公団	阪神高速 道路公団	本州四国 連絡橋公団	独立行政法人 土木研究所 (道路勘定)	合算	相殺消去	連結合計
業務収支	757,155	1,068,764	65,790	14,281	71,835	367	1,978,194	86,416	2,064,611
財源	5,459,136	258,380	27,214	22,835	18,717	1,775	5,788,059	△ 26,589	5,761,469
自己収入	728,274	—	—	—	—	—	728,274	△ 288	727,985
目的税等収入	707,200	—	—	—	—	—	707,200	—	707,200
他会計からの受入	2,768,301	—	—	—	—	—	2,768,301	—	2,768,301
独立行政法人等受入	—	—	2,995	254	81	1,470	4,801	△ 1,470	3,331
固定資産売却収入	544	135,817	—	—	153	—	136,514	—	136,514
貸付金回収収入	303,216	—	—	—	—	—	303,216	△ 24,830	278,386
その他の投資収入	—	5,596	—	—	6	—	5,602	—	5,602
前年度剰余金等受入	952,599	116,966	24,219	22,580	18,475	304	1,135,146	—	1,135,146
業務支出(施設整備支出除く)	△ 2,698,607	—	—	—	—	△ 1,042	△ 2,697,649	113,202	△ 2,584,446
人件費支出	△ 70,760	—	—	—	—	△ 246	△ 71,006	—	△ 71,006
道路整備費支出	△ 160,173	—	—	—	—	—	△ 160,173	291	△ 159,882
補助金等支出	△ 1,783,875	—	—	—	—	—	△ 1,783,875	190	△ 1,783,685
独立行政法人運営費交付金	△ 1,289	—	—	—	—	—	△ 1,289	1,289	—
委託費等支出	△ 157	—	—	—	—	—	△ 157	—	△ 157
一般会計への繰入	△ 191	—	—	—	—	—	△ 191	—	△ 191
産業投資特別会計への繰入	△ 490,579	—	—	—	—	—	△ 490,579	—	△ 490,579
貸付けによる支出	△ 96,042	—	—	—	—	—	△ 96,042	27,508	△ 68,534
出資による支出	△ 83,933	—	—	—	—	—	△ 83,933	83,933	—
庁費等の支出	△ 7,870	—	—	—	—	—	△ 7,870	—	△ 7,870
その他の支出	△ 1,732	—	—	—	—	△ 795	△ 2,527	—	△ 2,528
施設整備費支出	△ 2,005,373	△ 857,036	△ 174,030	△ 79,057	△ 2,552	△ 365	△ 3,118,415	—	△ 3,118,415
道路整備支出	△ 1,990,611	—	—	—	—	—	△ 1,990,611	—	△ 1,990,611
土地に係る支出	△ 1,044	—	—	—	—	—	△ 1,044	—	△ 1,044
建築物に係る支出	△ 13,718	—	—	—	—	—	△ 13,718	—	△ 13,718
独立行政法人等に対する固定資産売却費支出	—	△ 857,036	△ 174,030	△ 79,057	△ 2,552	△ 365	△ 1,113,042	—	△ 1,113,042
業務費用による増減(繰上・繰下)の増減	—	1,667,420	212,606	70,503	55,670	—	2,006,200	△ 136	2,006,063
日本道路公団業務GF	—	1,667,420	—	—	—	—	1,667,420	470	1,667,890
首都高速公団業務GF	—	—	212,606	—	—	—	212,606	146	212,752
阪神公団業務GF	—	—	—	70,503	—	—	70,503	406	70,909
本州四国公団業務GF	—	—	—	—	55,670	—	55,670	△ 1,219	54,450
財務収支	—	△ 578,246	15,327	10,889	△ 54,286	—	△ 606,315	△ 85,418	△ 692,732
借入による収入	—	214,215	107,016	16,500	600	—	338,331	△ 27,508	310,823
借入金返済による支出	—	△ 535,628	△ 72,959	△ 66,224	△ 20,198	—	△ 695,010	24,830	△ 670,180
利息の支払額	—	△ 570,328	△ 92,395	—	△ 46,515	—	△ 709,179	194	△ 708,985
債券の発行による収入	—	2,730,344	522,744	306,611	129,159	—	3,688,869	—	3,688,869
債券の償還による支出	—	△ 2,274,050	△ 485,330	△ 269,410	△ 197,343	—	△ 3,226,133	—	△ 3,226,133
自省庁からの出資による収入	—	—	18,800	11,900	53,333	—	83,933	△ 83,933	—
その他の財務収支	—	△ 142,799	17,393	11,613	26,667	—	△ 87,125	—	△ 87,125
本年度収支	757,155	490,517	81,118	25,171	17,548	367	1,371,878	—	1,371,878
翌年度繰入繰入	757,155	490,517	81,118	25,171	17,548	367	1,371,878	—	1,371,878
資金本年度末残高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他繰計外現金・預金本年度末残高	205	—	—	—	—	—	205	—	205
本年度末現金・預金残高	757,361	490,517	81,118	25,171	17,548	367	1,372,084	—	1,372,084

